

令和5年度 夏季一般入学者選抜試験

小論文試験問題

注意事項

1. 開始の合図があるまで、開かないこと。
2. この問題冊子は6枚綴り、問題は片面に印刷されている。
3. この問題冊子は持ち帰ること。
4. 解答用紙は必ず提出すること。
5. この試験の問題は、ただ1つ特定の正解が存在することを前提とするものではない。また、解答者の思想・信条を問うものではない。

解答記入上の注意

1. 解答は、黒、青、ブルーブラックのボールペン（プラスチック製消しゴム等で消せないもの）又は万年筆で記入しなさい。
2. 解答は横書きにして、原則としてマス目に1字記入しなさい。
3. 加筆・訂正・削除は、その記入方法も含めて自由とする。ただし、修正液・消しゴムなどを使用してはならない。
4. 加筆・訂正・削除をした場合は、それらを含めて、完成後の答案が字数の制限内に収まるようにしなさい。
5. 読みやすい答案となるよう心掛けなさい。

問 題

以下の文章は、マーク・ゲイン著（井本威夫訳）『ニッポン日記』（昭和26年 筑摩書房）について、当時すでに高名な憲法学者であった宮澤俊義によって記された書評（中央公論 67巻1号（昭和27年）200頁）である。この書評を読んで、以下の2つの問に答えなさい。

なお、日本語訳された同書は縦書きであった。地の文の旧字および漢数字は修正し、出題者による註を付すためのアスタリスク（*）と設問の便宜のために下線を加えているが、それらを除き、引用文中は傍点を含めて雑誌『中央公論』に掲載された原文ママである（このことは、引用文が『ニッポン日記』の原文ママであることを必ずしも意味しない）。

〔問1〕〔問2〕の配点割合は、1：1である。

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

〔問1〕

12月23日の項の「金一圓」のエピソードについて、なぜ宮澤は下線部1のように評価したのか、後掲の参考資料1も参照しつつ、800字以上1000字以内で検討しなさい。

〔問2〕

1946年1月1日の天皇の神格を否定した詔書について、下線部2「この著者のいうの」とは何かを、後掲の参考資料2も参照しつつ説明しなさい。そのうえで、なぜ宮澤は書評においてこのエピソードに触れるのかについて、あわせて800字以上1000字以内で検討しなさい。

参考資料 1

マーク・ゲイン著『ニッポン日記 上』（昭和 26 年 筑摩書房）47 頁～49 頁：1945 年 12 月 23 日の項より（縦書きの原文を横書きにし、出題者による註を付すための米印（※）を加えたほかは、旧字、漢数字を含めて原文ママ）

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

著作権法により公開していません

参考資料 2

マーク・ゲイン著『ニッポン日記 上』(昭和 26 年 筑摩書房) 83 頁～84 頁：1946 年 1 月 6 日の項（縦書きの原文を横書きにしたほかは旧字、漢数字を含めて原文ママ）

著作権法により公開していません

【出題趣旨】

評価対象たるテキストがどのように読まれるべきかを論ずる書評の内容を客観的に把握する能力は、法学学習において重要な役割を果たし続けている判例評釈の理解にも通ずるものである。

問1では、書評において紹介されたエピソードを書評子たる宮澤がどのように理解しているのかを、元のテキストに引き付けて分析する能力を問うている。贈答がなされる経緯、贈答品に値札を付する行為の位置づけ、値札が「1円」であることの意味など、詳細な理解をテキストに基づいて展開することが求められる。

問2では、日本国憲法の成立過程について、当初巷間で広まっていた理解とは異なる真相を明らかにするテキストが、外国人によってもたらされたことをどのように受け止めるべきかを問う書評の意図を吟味することを通じて、書評子のバックグラウンドや当時の時代背景を織り込んでテキストの趣旨を明らかにする実践を求めるものである。基本的な法律の原案が外国人によってもたらされることと自体は、わが国ではあらゆる分野に存することであり、問題はだれが書いたかではなく、内容にあるのであるが、その内容自体が原案執筆者にも十分な理解を伴っていない可能性を示唆し、さらに遠く深く分析批判する必要に気づくことができるかを問うている。